



## 建設工事等における前払金、及び中間前払金限度額の拡大について

毛呂山町が発注する請負金額500万円以上の建設工事及び建設工事に伴う設計、調査、測量業務委託について、受注者（受託者）は前払金を請求することができます。

また、建設工事には中間前払金制度も活用することができます。

今回、毛呂山町契約規則、毛呂山町建設工事前払金要綱を改正し、前払金、中間前払金の限度額を以下のとおり拡大したのでお知らせします。

### 1. 改正の概要

改正前	改正後
<p><b>1. 前払金</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設工事：請負金額の40%以内</li> </ul> <p>※前払金の限度額は、1件につき5,000万円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設工事に伴う業務委託：請負金額の30%以内</li> </ul> <p>※前払金の限度額は、1件につき5,000万円</p>	<p><b>1. 前払金</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設工事：請負金額の40%以内</li> </ul> <p>※前払金の限度額は、1件につき1億円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設工事に伴う業務委託：請負金額の30%以内</li> </ul> <p>※前払金の限度額は、1件につき1億円</p>
<p><b>2. 中間前払金</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設工事：請負金額の20%以内</li> </ul> <p>※中間前払金の限度額は、1件につき2,500万円</p>	<p><b>2. 中間前払金</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設工事：請負金額の20%以内</li> </ul> <p>※中間前払金の限度額は、1件につき5,000万円</p>

(注意)前払金、中間前払金の適用、請求には、条件があります。

### 2. 適用日

令和6年4月1日以降に契約する建設工事、及び建設工事に伴う設計、調査、測量業務委託について適用します。

担 当：毛呂山町役場 管財課 管財係

電話番号：049-295-2112（内線541・542）

※詳細は、毛呂山町公式HPでご確認いただけます。

[総合サイト](#)>[ホーム（行政サイト）](#)>[事業者の方へ](#)>[入札・契約](#)



毛呂山町マスコットキャラクター  
もろ丸くん